

環 保 第 1 9 7 9 号

平成 17 年 10 月 6 日

経 済 産 業 大 臣

中 川 昭 一 様

大 阪 府 知 事

齊 藤 房



泉北天然ガス発電所環境影響評価準備書についての環境
の保全の見地からの意見（申述）

平成 17 年 5 月 18 日付けで大阪ガス株式会社から送付のあった標記準備書について、環境保全の見地から検討した結果、概ね妥当なものと判断しましたが、事業による環境への影響を極力小さくする観点から、電気事業法第 46 条の 13 の規定により、事業者が考慮すべき事項について別紙のとおり意見を述べます。

つきましては、貴職におかれては、事業者が事業の実施に当たって講じられている環境保全対策に加え本意見に係る措置等を確実に実施するよう、関係者の指導について配慮を願います。

1 大気質

- (1) 施設稼動による窒素酸化物排出量及び排出濃度を可能な限り低減するため、最適な運転条件を検討するなどにより、環境への影響を最小限にとどめること。
- (2) 本施設の稼動においては、毎日起動停止運転（DSS 運転）を行うと想定している。DSS 運転時の起動時及び停止時に窒素酸化物排出量が定常運転より増加することから、極力低減するための運転管理方法をあらかじめ検討し、稼動後においては最善の管理方法により運転を行うこと。
- (3) 本施設からの窒素酸化物の年間排出量が 507 トンと多いことから、施設の稼動においては、運転管理マニュアルを作成するなど準備書記載の環境保全対策を確実に実施するとともに、施設の維持管理を適切に行う必要がある。また、事業計画地周辺の大気測定局における窒素酸化物の測定結果を整理し、施設の稼動による大気質に係る環境影響の程度を把握するとともに、窒素酸化物排出濃度の監視を事後調査^(注)により行い、その結果を大阪府及び関係市へ報告すること。
なお、関係市域内における日平均値予測や 1 時間値予測のコンター図など詳細な予測結果等については、関係市の求めに応じて明らかにすること。
- (4) 周辺地域は窒素酸化物濃度の高い地域であることから、関係市内測定局で高い濃度が実測された場合など、関係市の求めに応じて、気象条件や窒素酸化物の排出状況を報告すること。また、問題が生じた場合は速やかに適切な措置を講じること。
- (5) 工事関係車両及び資材等の搬出入車両による影響を極力軽減する観点から、準備書に記載された環境保全対策を確実に実施することはもとより、可能な限り高速道路を使用すること、アイドリングストップの徹底、低公害車・低排出ガス車の使用など、さらなる環境保全措置の実施についても検討すること。
- (6) 建設機械の稼動による影響を極力軽減する観点から、準備書に記載された環境保全対策を確実に実施することはもとより、アイドリングストップの徹底、排出ガス対策型建設機械の積極的使用に努めること。

2 騒音、振動

- (1) 工所用資材等及び資材等の搬出入に際しては、車両台数の抑制を図るとともに、高速道路の使用等適切な運行管理を行うこと。特に工所用資材の搬送については、海上輸送を可能な限り増やすなど沿道環境への負荷の低減に努めること。
- (2) 建設工事に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械を使用すること。

3 低周波音

- (1) 住居地においても低周波音の事後調査^(注)を行い、予測結果について検証するとともに、必要に応じて適切な対策を講じること。

4 冷却塔白煙

- (1) 白煙が周辺環境に影響を及ぼすことが予想される場合は、速やかに乾湿併用運転を行

うとともに、冷却塔を適切に維持管理し、白煙の防止及び飛散水滴の除去効率の向上に努めること。

5 水質

- (1) 建設工事排水の処理に当たっては、SS 濃度をより低減させるため、濁りが著しい場合に設置するとしている凝集沈殿設備を当初から設置、運転すること。
- (2) 冷却水に添加する薬剤の濃度を適正に管理すること。
- (3) 施設の運転に当たっては排水基準に相当する値よりも厳しい自主管理目標値を設定するとともに、排水処理設備の維持管理に万全を期すること。

6 植物

- (1) 第一工場については、緑被率が工事实施後においても約 8 %にとどまることから、屋上緑化・駐車場緑化の採用など積極的に緑化を図り、適切に維持管理を行うこと。

7 人と自然との触れ合いの活動の場

- (1) 影響をより軽減する観点から、準備書記載の環境保全措置や交通法規の遵守を確実にを行うとともに、関係車両の走行に際して指定するルート以外の通行の禁止を徹底すること。

8 廃棄物、発生土

- (1) 工事の実施に伴い発生する木くず、廃プラスチックについては、工作物等の解体に伴うものは殆どなく、建設に伴うものが大部分であることから、有効利用率を一層増加させるよう計画的にリサイクルに努めること。
- (2) 建設汚泥について、近年、再資源化が進展している状況を踏まえ、実行可能な範囲で有効利用に努めること。また、凝集沈殿設備を設けた場合にあっては、発生する汚泥についても積極的に有効利用すること。
- (3) スレートなどのアスベスト含有物を解体する場合には、今後、解体に関する規制の強化が予定されているので、その動向を注視し、飛散防止措置など万全の措置がとられるよう特に留意すること。
- (4) 基礎部砕石や道路部路盤材以外の建設資材についてもグリーン調達物品に関する最新の情報を踏まえて積極的にグリーン購入に取り組むこと。
- (5) 排水処理汚泥について、近年、セメント原料への利用など汚泥の再資源化が大幅に進展している状況にあることから、現段階で再資源化等が困難と考えられる場合であっても、今後の再資源化技術の進展や再生品の用途・販路拡大などの動向を注視し、実行可能な範囲で有効利用に努めること。
- (6) 工事の実施による発生土について、社内外の工事間流用も視野に入れて残土量を少しでも減少させるよう努めること。

9 地球環境（温室効果ガス）

- (1) 事業者においては、発電効率の高いコンバインドサイクル発電方式の採用や LNG 冷熱利用による電力使用量の削減に努めるとしているが、二酸化炭素の排出抑制が確実に

実施されるよう、運転管理に関するマニュアルを作成するなど、高効率運転の維持を徹底し、また、今後の技術開発の動向などについて情報を収集し、LNG 気化冷熱及び発電に伴う排熱を可能な限り有効利用すること。

注) 事後調査とは、大阪府環境影響評価条例において規定する事後調査のことであり、本事業の準備書に記載されている環境監視計画に位置づけられるべき調査として、その実施を求めるものである。